

《会報ふくしま》 電子版第 64 号

福島県土地家屋調査士会 24.7.31 発行

目次

- 1 会長あいさつ
- 2 福島法務局長あいさつ
- 3 震災を振り返って
- 4 会務報告
- 5 会員報告
- 6 お知らせ
- 7 会員移動
- 8 編集後記



1) 会長あいさつ

会長 五十嵐 欽哉

会員のみなさま、こんにちは。暑い日が続きます、夏バテや熱中症にならないよう、体調には十分気をつけてください。震災・原発事故から 1 年 5 ヶ月が過ぎようとしております。去年の夏を思い出すと、どのくらい暑かったのか記憶にありません。震災・原発事故、放射線量、避難民、復旧・復興策などで頭が麻痺し、暑さを感じなかつたのかもしれません。節電が叫ばれるなか、冷房を入れなかつたように思えます。暑さには強いという方もいらっしゃるでしょうが、年をとるにしたがい体力は低下していきます。また、周りには暑いのが苦手な方もいるでしょうから、無理をせずにクーラーをかけて、体を休ませてあげてください。

5 月の福島会の総会、6 月の日調連総会、7 月の東北ブロック協議会総会を終えて、ようやく平成 24 年度事業が本格始動いたします。会員のみなさまは、自身の業務の外に復興支援事業の業務に携わり、多忙な方が多いと思われます。また、復興支援事業に関する、入札方法、入札額、発注形態、業務内容、配分方法など、疑問に思うことや改善要望などあるかと思います。しかしながら、最善の方法を十分検討する期間のないなかでの業務発注であります。事業箇所は岩手・宮城・福島の 3 県にわたり、日調連、福島会、福島公団協会と法務省、仙台管区、福島地方法務局との協議、連携の中で進められております。現地の状況をすべて詳細に把握しているものではなく、緊急を要する事業であるが予算の制限もあり、当初予定したように進展していないのが現状であります。事業携わる会員のみなさまや公団協会には負担をお掛けしますが、業務をとおした社会貢献でありますので、最大限のご協力をお願いいたします。

1979 年のスリーマイルアイランド、86 年の切尔ノブイリ、99 年の JOC と私たちの社会は幾度も原発事故を経験し、原発の脅威を感じてきました。しかし、ある程度の時間が過ぎれば、原発はそれほど危険ではないとか、経済的効率などを理由に、その脅威を忘れたかのように以前の

社会へ戻ってしまいます。3.11以降、またこの様になるのか。国会事故調査委員会の激烈とも言える指摘がありましたが、犯人捜しや原因究明は事故調査委員会に任せ、私たちは原発の恩恵と、脱原発の幸福について考えるべきだと思います。反省を怠り、犯人を捜して糾弾する先には、幸福な社会はありません。困難を極める復興でありますが、未来への展望が開けたとき、困難も苦痛ではなくなるはずです。

2) 福島法務局長あいさつ



就任のご挨拶

福島地方法務局長 田畠 恵一

本年4月1日付で福島地方法務局長を拝命し、仙台法務局から転任して参りました、田畠でございます。

2年前に福島局総務課長として勤務後、仙台法務局の勤務を経て、今回、縁があつて再び福島局の勤務となりました。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

福島県土地家屋調査士会の会員の皆様方には、日ごろから不動産の表示に関する登記及び筆界特定制度の適正かつ円滑な運営につきまして、格別な御理解と御協力を賜っており、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の土地家屋調査士制度につきましては、不動産の表示に関する登記申請手続き等を通じ、国民の権利の明確化に寄与することにより、その生活基盤を支え、法的安定に貢献とともに、社会経済活動においても重要な役割をはたすものとして、国民から高く評価され、大きな信頼と期待を寄せられているところであります。これもひとえに、会員の皆様方が、職責の重要性を強く認識され、公正かつ誠実に業務を遂行してこられた賜であります。

今後共、貴会役員の方々を始め、会員の皆様方の普段の御努力により、土地家屋調査士会という組織の機能を十分に發揮されるとともに、積極的な活動を展開され、益々充実発展が図られますことを御期待申し上げる次第であります。

ところで、未曾有の被害をもたらした昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年4ヶ月余りが経過しました。改めて犠牲になられた方に深い哀悼の意を表しますとともに、被災地の1日も早い復興と被災された方々が心穏やかに過ごせる日々が早期に訪れる事を願うところであります。

この地震と津波、そして原発事故による被害は、戦後、我が国が経験したことのない深刻なものとなり、また、この災害の傷跡は深く、多くの方々の日々の生活のみならず、日本経済全体に対しても重大な影響を及ぼしました。

法務局においてもこの震災により東北及び関東の多くの施設で被害を受け、業務に相当の影響が

ありましたが、特に大きな被害を受けた仙台法務局気仙沼支局では、昨年の12月19日から庁舎を気仙沼市内のビルに移転の上で業務を開始し、盛岡地方法務局大船渡出張所では本年3月19日から、一関支局では、5月14日から従前と同じ建物において業務を再開しております。

一方、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により立ち入りが制限された警戒区域内に所在する当局富岡出張所については、依然としていわき支局内においての業務を継続せざるを得ない状況にあり、会員の皆様には御不便をお掛けしているところです。

法務局といたしましても、地震発生後から今日まで、業務の継続のための対策を講じるとともに、国民保護・被災者支援を第一として、休日電話相談会や巡回相談会の開設、津波により亡くなつた方の死亡届の対応について市町村への支援を行う等、被災地の復旧・復興のために様々な取組を行なつてまいりました。また、震災復興のための取組として、会員の皆様方の御協力の下、震災により倒壊・流失した建物の職権による滅失登記を始めとして、震災で土地の境界が不明となった地域や震災に伴う地殻変動により不規則に境界が移動した地域について、境界復元あるいは登記所備付地図の修正作業を実施又は実施予定としているところです。

これら事業は、被災地域の復興の前提として必要不可欠な事業であり、法務局に寄せられる期待や法務局が果たすべき役割は、大変大きいものと考えており、これまでと同様、被災地域の法務局のみならず、全国の法務局が一丸となって、被災地域の復興をしっかりと支え続けていく所存であります。

また、改めて申し上げるまでもなく、登記制度は、国民の財産権の保全に大きな役割を担っているばかりではなく、経済取引の安全と円滑化に寄与しているところであり、従来から、登記制度に寄せる国民の期待と関心は、誠に大なるものがあることは、御承知のとおりであります。

当局としましては、今後とも質の高いサービスを提供し、国民の皆様の期待に応えられるよう、職員の資質の向上と、適正・迅速な事務処理体制の一層の充実に努めてまいる所存でありますので、会員の皆様におかれましては、引き続き、不動産の表示に関する登記及び筆界特定制度の適正かつ円滑な運営につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申しあげます。

終わりに、機会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念いたしまして、就任のごあいさつといたします。

3) 会務報告

日本土地家屋調査士会連合会第 69 回定期総会

日時：平成 24 年 6 月 19 日（火）20 日（水）

会場：東京ドームホテル



連合会定時総会からの報告

総務部長 橋本 祐司

総務を担当し 2 年目となりましたが、昨年は東日本大震災そして原発事故により、会務もその関連が多く、書類に埋もれている状況に有り、いまだに総務の守備範囲の広さに戸惑っているところです。

さて、昨年の東日本大震災そして原発事故は、未曾有の大災で有り、福島県民は大変な被害を受け、現在もその状況下に有ります。

福島会の多くの会員の人生に、取り返しが付かない事態を招き、大変な憤りを感じております。

そんななか、全国の土地家屋調査士会、8 ブロック協議会、支部、土地家屋調査士個人などより、多額の義援金が寄せられた事で、日頃は感じなかった土地家屋調査士同士の絆を改めて感じた 1 年間でした。

+++++

6 月 19 日（火）20 日（水）の両日東京都文京区 「東京ドームホテル」に於いて第 69 回日本土地家屋調査士会連合会の定時総会が開催され、傍聴人として参加してまいりました。

総会に先立ち、前年度全国ブロック協議会会长で前近畿ブロック協議会会长中村秀紀氏より、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）に対する義援金の御礼を述べ、義援金の一覧及びその配分について報告がなされた。

続いて、被災地である福島会、岩手会、宮城会の被災会会长が前に出て、東北ブロック協議会会长として被災会を代表し岩手会菅原会長が、全国のブロック協議会、全単会そして個人に対し、多額の義援金を寄せて頂いた事への感謝の気持ちを述べると伴に、全国からの支援に対し、被災地 3 会合同で東北ブロック協議会の後援を得て、平成 24 年 12 月 15 日仙台市に於いて、仮名「東日本大震災からの報告」と題し、土地家屋調査士が被災地を案内するツアーの企画が発表され、全国からの参加を呼び掛けた。

総会に入り、会長挨拶の中で竹内会長は、今年度の取り組みの軸として、次の話があった。

- 1、土地家屋調査士制度発展の為、各種団体や調査士政治連盟などの力を借りながら会務運営を進めてきたが、今後も更なる発展のため継続する。
- 2、土地家屋調査士制度は権利保全と、不動産取引の安全な取引に寄与をするという目的があり、今後も国家や自治体が思索を策定する上での基礎資料となる法 14 条地図作成作業への積極的な参画の推進に努める。
- 3、筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携の強化に努める。

続いて、表彰状授与式が行なわれ、法務大臣表彰の中で、東北ブロック内では前山形会長相田治孝氏が受賞される等、全国で 20 名の方々に授与された。

会議に入り日調連総会は代議員制であり、代議員は会員 300 名以下の会は 1 名、福島会は一昨年より会員数が 300 名を切ったため、会長及び代議員 1 名の 2 名が総会の構成員となり、総会の全構

成員 183 名により総会が開始された。

議事の内容については、第 2 号議案に日本土地家屋調査士会会則の一部改正（案）審議の件が議題となり、役員の守秘義務規定の新設及び外国人住民に係る土地家屋調査士の登録に関する規定の改正について承認された。

また、第 3 号議案に連合会会館（シティ音羽）の処分（案）審議の件では、売却理由に現在一部を賃貸、一部を会議室として使用しているが使用頻度は少なく、家賃収入は有るものとの管理上の負担が過分な負担となっていること、今後経年による価格の低減が進む事などの説明がなされ、議場に諮ったところ賛成 162 名、反対 21 名により承認された。

その他の議案についても、全て原案の通り承認可決された。

議案書の資料は、事前に各単会に配布、質問要望も事前に書面にて提出し、それに基づき執行部の説明がなされたが、各単会からの質問・要望が 63 件と多く、また会場使用の時間が迫り、全てに対応できなかった事が残念に思った。

開催初日の夕方には、懇親会が開催されました。同時に台風が関東に接近し、風雨が激しい中、総会開催のお祝いに小宮山洋子厚生労働大臣を始め、多くの政治家が駆け付け、祝辞を述べて、懇親会が盛大に開催された。

日本土地家屋調査士連合会東北ブロック協議会第 57 回定時総会

月日：平成 24 年 7 月 12 日（木）13 日（金）

会場：ホテルメトロポリタン山形

○講演会「これからのあるべき土地家屋調査士」題して竹内八十二日調連会長より講演が行われた。主な内容は報酬額の低廉化について危惧されているところだがこれは会員の帰属意識の高揚をする事により対応できる等々の講演であった。これに対しどの様にすれば帰属意識が高揚するかとの質問がなされた。これに対する回答は、とにかく支部総会・研修会などの行事についての出席率を 80% 以上にあげる事などが挙げられた。また、調査実施要領の「規定化」により作業内容の均一化を図れば報酬のアップにつながる旨の話もあった。

○意見交換会について

①調査士法第 3 条業務について ②調査士業務の報酬について の 2 つのテーマに対して各会の代表 2 名計 12 名による意見交換会が行われた。また、担当会の山形会より理事 2 名が進行役として進行を務めた。

主な意見として

- ・土地に関する総合商社的（登記に係わらず取引に絡むものはすべて）なものを目指したい。
- ・業務については極力契約書を取り交わしている。（報酬額のアップにつながる。）
- ・地目変更が絡むものであれば業際の関係はあるが農地法の手続きも行えるよう将来的に考えたらどうか？
- ・農地に家を建てる様な場合、3 条業務から外れるようなものまで（分筆⇒農振除外⇒農地転用⇒地目変

更⇒建物表題登記)といった業務を依頼者との信頼関係を築けば可能ではないか?

- ・地図混乱地域以外でも法14条地図作製業務を出来ないか？
 - ・サイクルタイムに伴う報酬額の研修を行って行きたい。
 - ・官公庁の建物表題登記を推し進めて頂きたい。
 - ・境界同意印は必ず取るように心掛けている。
 - ・財産保全としての境界標設置キャンペーンを行いたい。
 - ・報酬額の研修を行ったが通常より2～3割程度の参加者増であった。
 - ・土地家屋調査士会は強制会であるので総会・研修会に必ず出席しなければならない様に会則・研修規則などで定めることは出来ないか？ 等



ブロック表彰授与・小野寺正教会員（右）



懇親会にて・地元大学生による花笠おどり

4) 震災を振り返って

震災から1年4ヶ月が過ぎて

郡山支部 斎藤 忠次

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分、日本の太平洋三陸沖を震源として発生した日本観測史上最大の地震からすでに 1 年 4 ヶ月が過ぎる。

今まで誰もが経験したことがないような巨大地震、それに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害、それに加え東京電力福島第一原子力発電所事故である。

この事変により多くの人命が奪われ、生活環境が急変した方々も多数いられる。まさに地震災害と放射能事故の恐ろしさを感じさせられた出来事である。被災された方々、今なお生活環境に無理

を強いられている方々には、心よりお見舞い申し上げます。

私の場合、幸いにも家族全員難を逃れ、住宅だけが少々傾いた程度であった。(その傾きは地震の傷跡として、今もそのままである。)

時を振り返れば地震発生時、私は現場作業中であり、地震の強い揺れと同時に突然の吹雪の中にいたことを思い出す。事務所への帰路では崩壊した建物、店舗の大型ガラスの破損、大きく亀裂の入った道路、大きな段差が生じて通行不能となった橋などを目にし、事務所へ戻ると入り口のガラスは割れ、事務所内は足の踏み場も無いくらい惨憺たる状況でした。内業をしていた補助者が茫然とした状況で事務所内の片づけをしていた姿は今も忘れません。生活では停電・断水の日々、ガソリン不足による給油所の長蛇の列に順番待ちをする異様な光景が蘇る。

この災害・事故に対して世界各国、全国、そして同士の方々から、人に手を差し伸べる暖かい心を強く感じさせる義援を頂いたことは忘れない。昨年11月19日郡山において全国青年土地家屋調査士大会が開催され、開催支部役員として参加させて頂いた。その会場には北は北海道、南は九州からと被災地である我県開催に全国から土地家屋調査士が大会に駆けつけ親睦を図っている光景を見て胸が熱くなったことを憶えている。

時が過ぎ、今年は復興元年と言われ復旧復興へ様々な取り組み計画があることを耳にする。今年51歳を迎えた自分にとって、土地家屋調査士として少しでも業務を通じて復興への貢献が出来たらいいなと思う。



★地震直後の斎藤事務所と補助者

☆☆☆*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*

5) 隨 筆

調査士制度が存続するのか？

会津支部長 五十嵐 一 夫

土地家屋調査士として30年以上の職歴となりました。この職に就いた頃と、現在を比較してみると会員が30年前400名、現在300名です、支部においても30年前60名、現在40名を割りました。これから先、会員の減少を考えると調査士制度が崩壊し、測量士に吸収されてしまうのではと思う昨今である。

調査士の試験も大変難関であります。しかし、難関を突破してからも開業に多大な投資を要し、開業しても業務の誘致に大変苦労をするのであります、三重苦の職業かなと考えます。業務も土地の境界紛争や立会いなどはデリケートな部分であり、依頼人と相手側に非常に注意を払いながら、まとまるように努力をするため、ストレスもかかる仕事であると思います。

調査士制度がこれから先、国民に身近にある制度なのか、過疎地においては、はなはだ疑問です。調査士も都市部に集中、法務局も統廃合、会津でも、その内若松と喜多方以外には調査士がいなくなってしまうのでは、司法書士も同様かと考えると、今の過疎地に対する国策からくる仕打ちは何と過疎地を破壊する政策です。

都市は都市だけでは成り立ちません、地方もあるから食料も水も空気も電気も人も地方から送られ、地方の恩恵を享受しているのです。これから先過疎地は学校も危機です、学校がなくなったら過疎地は崩壊してしまうのでは、かつては子供がいるところに学校を作り地方を繁栄させることが、ひいては都市を支え日本全体が裕福になっていったと思います。

これから先、調査士が都市にしかいなくなると、過疎地域においては都市から遠隔地となると、測量をともなう業務などは、依頼者と調査士の意思の疎通の負担が料金にはね返ったり、地域を知らない土地感のない調査士など、いろんな面で地元密着の調査士がいなくなることによる弊害が出てくると思います、この国は経済・制度を競争社会にすることにより、貧しさ、明日への不安、ストレスを、国民の多くが以前より感じるようになったのではないでしょうか。

調査士制度がこれでいいのか。

法務局は有資格者に、はなはだ失礼ではないか、有資格者が首をかけて調査して申請していることは、それはそれで必要な要件であり、今の申請の仕方に不満はないが、一般申請や嘱託事件の扱いであります、一般事件や嘱託事件が調査士と同一のレベルでの審査をしているのか、測量図の作製者が無資格者なんていうのは言語道断、いつまで嘱託の無資格者を適当な理屈を並べて援護しているのやら、調査士としてはやめて欲しい、しかし嘱託事件の無資格者は法務局に何ら恩義を感じていないでしょう、ごく普通に出来るからなんとも感じていないのです。

私は建築士でもあるが、建築の設計は規模において設計者でないと出来ない、これは建築物が他の財産に損害・危害を与えないこと、国民の財産を守るという大前提からなっている、しかし不動産登記において、測量図の作製者が無資格者で国民の財産が守られるのか、ちゃんとやらおかしい、笑っちゃうよ、法務局の拡大自己解釈であると疑問に思いながらの30年であります。

調査士制度が堅持されるには会員が減少しては維持できない、有資格者を増やす素地があるので、嘱託事件というよりも測量図の作製は調査士以外にならないということで対応すれば、調査士はもっと必要なです、事件数からおして判ります、調査士が社会において多くなればその認知度も高まります、安定している制度が資格者のレベルアップにつながり、調査士への信頼が構築される、そして不動産登記に係る国民の権利の明確化に寄与できるのです、会においても努力はしているのでしょうかが積極的な運動を展開していただきたいものです。

制度発足間もない頃は、現在のような高度な技術を要しなかった、そして登記申請には測量図を要しない事件もあり、本人申請・代理人申請という対応はその時代で間に合ったのでしょう。しか

し現在測量図に技術水準、折衝能力がなければ測量図の作製、立会い、測量といったものが出来ない以上嘱託事件や一般申請にも有資格者を適用すべきであります。地目変更や建物滅失登記などは書面審査だけであり本人申請を可として現在の対応でよいのであります。

建築設計において、自分の家など自分が設計しても、自分に能力があっても無資格者では建築確認が下りません、看護士などに診断能力があっても診断書は医師でないと認められません、自己診断書などなおさら通用しません、そのほかの分野にももっとあるでしょう、そのほうが多数でないでしょうか、調査士制度と不動産登記は例外なのでしょうか。

単純なのです、測量図作製者は土地家屋調査士とするとすればよいのです。

土地家屋調査士制度が存続するかどうかは、このことに尽きる、ずっと思っています。60歳を過ぎて思うのはこれが調査士にとって永遠の課題か、制度の崩壊か？

6) 今後の予定

9/26 (水)

- ・研修会 場所/ピックパレット福島（郡山）
10/26（金）27日（土）
 - ・支部連絡協議会 場所/会津
12/14（金）15（土）16（日）
 - ・被災地からの発信～被災地バスツアー～ 場所/仙台国際会館（仙台）
2/9（土）～4/6（土）
 - ・第8回特別研修

7) おしゃせ

- ・本年 7 月 9 日に施行された住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）に伴い、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「同請求書」という。）」（日調連会則施行規則第 17 条第 4 項に定める附録第 12 号様式）が一部改正となりました。これに伴い、同請求書の様式が新しくなりました。移行期間は平成 24 年 7 月 9 日から 1 年間となっており、その期間内は従来の様式をご利用頂けます。本会においては在庫の関係により、新様式の配布は来年度以降の開始を予定しております。（前後することがありますのでご了承ください）

8) 会員異動 (7/31 截至)

退会

4/ 9 福 島 支部 高 橋 茂

4/30 福島支部 永井文雄

4/30 郡山支部 遠藤誠三郎

おくやみ

4月 9日 高橋 茂氏 (福島支部)

4月28日 児玉 泰夫氏（福島支部・第7代会長）

故人のご冥福をお祈りいたします。

合計会員数 286 名

* 編集後記 *

本会の会員数が 286 名となってしまいました。若い新入会員が入って欲しいのですが、土地家屋調査士試験の志願者数も、平成元年 14300 人に対して平成 24 年 6136 人と激減しており、若者にとって魅力のある資格でなくなっているようです。これを打開するには、知名度を上げるしかないと思います。連合会・全国単位会も広報活動はおこなっておりますが、なかなか成果が見えない状況です。自分自身も広報部長として申し訳ない思いがありますので、土地家屋調査士の職の内容を世間に広める活動をして行こうと考えていますが、もし会員の方でアイデア・意見等がございましたら、広報部において検討をさせて頂きたいと思いますので、ご一報をお願い致します。

広報部長 菅井 隆邦

○奥付○

会報ふくしま No. 64 電子版

発行日 平成 24 年 7 月 31 日

発行者 福島県土地家屋調査士会

会長 五十嵐 欽哉

Tel:024-534-7829 Fax:024-535-7617

E-mail: info@fksjimaty.or.in

★会報ふくしまは、メールでの配信、福島県土地家屋調査士会ホームページへの掲載も行なっております。ぜひご利用下さい。

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1)日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します
2)病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10土地家屋調査士会館6階
TEL: 03-5282-5166 FAX: 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願いいたします。